

情報

追加給付には申請が必要 ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します

■支給対象者

- 【基本給付】** ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている人（全部停止の人を除く）
- ②遺族年金・障害年金・遺族補償などの公的年金給付などを受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない人（限度額を下回る人に限る）
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった人
- 【追加給付】** 上記①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した人

■支給額

- 【基本給付】** 上記①～③の支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給。ただし、監護等児童が2人以上の場合には、第2子以降の監護等児童につきそれ

ぞれ3万円を加算。

- 【追加給付】** 上記①および②のうち、申出があった人に対して、5万円を1回に限りを支給します。

■申請方法

- ▶**基本給付の①の人は申請不要。**

令和2年6月分の児童扶養手当振込時の指定口座に振り込み。

- ▶**基本給付の②・③・追加給付は申請必要。**

直接または郵送で子育て支援課☎411・8666 北田町4・47（申請書は市ホームページで入手可）

添付書類 本人確認書類、口座情報確認書類、戸籍謄（抄）本、収入を証明する書類など

受付期間 8月3日（月）～12月18日（金）（郵送の場合は当日消印有効）

☎子育て支援課☎983・2712

申請方法などの詳細▶



情報

最大20万円を補助 三島市ひとり親家庭就学給付金を支給します

三島市内に居住し、経済的な理由により大学などに進学困難な人に対し給付金を支給します。

■支給対象者・要件

令和3年4月に大学などに入学予定で、次のいずれにも該当する人

- ①令和2年4月1日時点で20歳未満であり、市の住民基本台帳に1年以上登録されている母子家庭の母または父子家庭の父の子であること
- ②令和3年度に、学校教育法に規定する大学（専攻科、別科および大学院を除く）、短期大学または専修学校の専門課程に進学する
- ③児童扶養手当の支給を受けている世帯または児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の世帯に属する
- ④修学の意欲があり、品行方正であること

■支給額

最大20万円

■定員

提出書類に基づき審査・選考し3人を決定

※選考結果は10月中旬頃に通知予定

■申込み

9月11日（金）までに、直接または郵送で子育て支援課☎411・8666 北田町4・47（郵送の場合は当日消印有効。申請書は市ホームページで入手可）

☎子育て支援課☎983・2712



▲申請方法などの詳細

情報

現況届の手続きが毎年必要です
児童扶養手当に関するご案内

児童（18歳になってから最初の3月31日を迎えていない人、または20歳未満で障がいの状態にある人）を扶養している母子、父子家庭などで、一定の条件を満たした人に支給する手当です。

下記の①～⑧、いずれかに該当する児童の父、母、または養育者

- ①父母が婚姻を解消した
- ②父もしくは母が死亡※公的年金受給状況による
- ③父もしくは母が重度の障がい有する
- ④父もしくは母の生死が3カ月以上不明
- ⑤父もしくは母が児童と同居せず扶養・監護義務を1年以上まったく放棄している
- ⑥DV防止法の規定による保護命令を受けている
- ⑦父もしくは母が1年以上拘禁されている
- ⑧婚姻によらないで出生した

支給額 対象者および同居の扶養親族の所得に応じて決定。所得が限度額を超えると支給されません。

■現況届の手続きをお忘れなく

児童扶養手当を受給している人や受給資格のある人には、8月上旬に現況届に関する案内通知を送りますので集中受付期間中に手続きをしてください。

■集中受付期間・会場

会場	日程	時間
市役所本館 第2会議室	8月11日(火)、12日(水) 13日(木)、24日(月) 25日(火)、26日(水)	午前9時～正午 午後1時～4時
市役所本館2階 子育て支援課	8月22日(土)	午前9時～正午

※都合がつかない場合、8月31日(月)までの平日午前9時～正午、午後1時～4時に、子育て支援課窓口で手続きをしてください。現況届を提出しないと受給資格を有していても手当は支給されませんのでご注意ください。

☎子育て支援課 ☎ 983・2712

情報

計算方法を確認しましょう
令和2年度後期高齢者医療制度の保険料について

$$\text{保険料 (限度額 64 万円)} = \text{均等割額 42,100 円} + \text{所得割額 (前年の総所得金額等 - 33 万円) } \times 8.07\%$$

令和2年度の後期高齢者医療制度の保険料は、令和元年（平成31年）中の所得に基づき、8月に決定します。保険料は個人単位で計算し、計算方法は上記のとおりです。

所得が一定基準以下の人は、均等割額が次のとおり軽減されます。令和2年4月（令和2年度分）から一部見直されています。

後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日の前日に、被用者保険（会社の健康保険などの社会保険）の被扶養者であった人は、保険料の所得割額はかからず、資格取得日から2年間は均等割額が5割軽減されます。※これまで国民健康保険を使っていた人は、この特例措置に該当しません。

☎保険年金課 ☎ 983・2710

改正前(令和元年度)		改正後(令和2年度)	
世帯主とすべての被保険者の総所得金額等の合計(※1)	軽減割合	世帯主とすべての被保険者の総所得金額等の合計(※1)	軽減割合
33万円以下	8.5割	33万円以下	7.75割
33万円以下かつ、同じ世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他各種所得がない	8割	33万円以下かつ、同じ世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他各種所得がない	7割(※2)
(33万円+28万円×世帯の被保険者数)以下	5割	(33万円+28.5万円×世帯の被保険者数)以下	5割
(33万円+51万円×世帯の被保険者数)以下	2割	(33万円+52万円×世帯の被保険者数)以下	2割

※1 当該年の1月1日現在で65歳以上の人は公的年金等にかかる所得から、さらに15万円控除します

※2 要件を満たす場合は、介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給の対象となります